平成２９年（フ）第８４２号
神戸市東灘区森北町４丁目12番24号　303号
債務者　織本　和剛
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４５号
神戸市中央区坂口通５丁目３番６号　フルール王子公園Ⅰ　103号、従前の住所神戸市中央区割塚通３丁目２番１号　割塚ビル501号
債務者　坂西　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７号
佐賀県鹿島市大字納富分870番地　重松借家６号
債務者　近藤　友美
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4136番地６リベルテ白石Ｆ棟201号、前住所佐賀市鍋島６丁目１番14号　グリーンコーポ徳島201
債務者　原口　愛子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
佐賀県鳥栖市蔵上３丁目288番地　サンパティークⅡ102
債務者　下野　裕治
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
佐賀県神埼市神埼町神埼251番地
債務者　下田真由美
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
佐賀市木原３丁目５番９号
債務者　福田　大毅
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
宮崎県延岡市富美山町83番地754
債務者　滝　ひさよ
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市吉野町8921番地13
債務者　河村　弥生
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市大明丘３丁目17番３号
債務者　松窪　　恵
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６８号
鹿児島県曽於市大隅町中之内6075番地１　鍋団地10―504
債務者　豊留　義昭
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1054番地の３クレメントＡ・Ｓ202
債務者　良原　子朗
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目132番地　石嶺市営住宅Ａ７―1303
債務者　仲尾るみ子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９３号
千葉県袖ケ浦市川原井1835番地５　コスモ袖ケ浦203号
債務者　木附　信夫
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第９６号
千葉県富津市望井102番地の２
債務者　金田　幸恵（旧姓千倉）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０２号
千葉県木更津市潮見５丁目17番地３
債務者　鈴木　健之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５５９号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子549番地１　鍵和田テラス102号
債務者　川邉　一美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部